

児童扶養手当の受給申請を受け付けています

1. 児童扶養手当とは

ひとり親家庭や父母がいらないため父母以外の方が児童を養育する場合などに、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

2. 支給対象者

下記の①～⑨に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(一定の障害の状態にある場合は20歳未満)を監護し、かつ生計を同じくする父母または養育者(祖父母など)です。

- ①父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV防止法の規定による保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童



3. 手当の額

月額(全部支給) ●児童1人の場合 46,690円 ●児童2人の場合 57,720円
●2人目以降1人につき加算額 11,030円

手当額は、請求される人および扶養義務者の所得金額や公的年金等の受給状況により一部支給となる場合や全額が支給停止となる場合があります。また支給額は物価変動などに応じて、毎年度改定されます。

4. 手当を受給するには

役場福祉課への申請が必要です。必要となる書類についてはお問い合わせください。

問 福祉課 こども未来推進室 ☎57-8503

学校給食費無償化のお知らせ

学校給食費については、現在、食品や燃料をはじめ、すべてのものの物価高が続いており、物価高騰の影響を受けるなか、子育て世帯の負担軽減を図り子育てしやすい環境整備のため、令和7年度から学校給食費の無償化を実施いたします。

給食費は無償化になりますが、これまで同様に栄養バランスや質を保った学校給食を提供してまいります。

- 1 開始時期 令和7年4月1日～
- 2 対象者 町内小中学校で給食を喫食している児童生徒
- 3 申込手続 学校から連絡がありますので、委任状を提出してください。

問 教育課 学校教育係 ☎53-0201

子育て支援事業についてのお知らせです

<家庭内保育世帯応援金>

家庭内で未就園の子どもを保育している世帯に対して、子育てのための応援金の交付を行っています。該当する世帯の保護者は、福祉課で令和7年度の登録手続きをお願いします。交付の時期は年度末の予定です。

★交付対象者

次の要件すべてに該当する世帯

- (1)南関町に住民票があり、居住している世帯
- (2)保育所等に入所していない未就学の乳幼児を保育している世帯
(※満4ヶ月未満の乳児は対象外となります。)
- (3)育児休業を取得していない世帯
- (4)町税等の未納がない世帯

月額 0歳 1万円
1歳以上の未就学児 5千円



<病児・病後児保育>

荒尾市と玉名市に委託して病児・病後児保育事業を行っています。初めて利用を希望される場合は、事前に福祉課で登録の手続きをお願いします。なお対象は保育所等に入所している園児、または小学校に在籍している小学校3年生までの児童です。

荒尾市 病児保育施設キュービット(こどもクリニック友枝敷地内)

玉名市 病児・病後児保育施設ひだまりキッズ(くまもと県北病院敷地内)

<子育て短期支援利用(ショートステイ等)>

①ショートステイ事業

保護者が疾病や育児疲れなどで、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設で子どもを養育します。

【利用期間】連続7日以内

②トワイライト事業

保護者が仕事などで、平日の夜間や休日の昼間に、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設で子どもを養育します。



●利用施設:児童養護施設「シオン園」 住所・荒尾市荒尾4110

●利用について:事前に福祉課こども未来推進室に申請が必要です。まずはお尋ねください。

問 福祉課 こども未来推進室 ☎57-8503